

「二室一時間」に、「二、〇四〇円」を「二、八〇〇円」に、「七〇円」を「一〇〇円」に改め、同表第二体育館の項を削り、同表研修室の項中「一時間」を

「二室一時間」に、「二、〇四〇円」を「三五〇円」に改め、同表の備考一を次のように改める。

一 この表に定める使用料は、宿泊室を宿泊のために使用する者からは、徴収しない。

別表第一号(二)の表の備考に次のように加える。

三 体育館を貸切使用によらず使用する場合の使用料は、幼児からは、徴収しない。

別表第一号(三)を削り、同表第二号の表ビデオテープレコーダーの項中「ビデオテープレコーダー」を「ビデオテープレコーダー付きDVDプレーヤー」に改め、同表室内ゲートボール用マットの項及び自転車の項を次のように改める。

プ ロ ジ ェ ク タ ー	一 式 一 回 に つ き	一、七五〇円
資 料 提 示 装 置	一 式 一 回 に つ き	一、二〇〇円

別表に次の一号を加える。

三 体育館の暖房使用料

一 面 一 時 間 に つ き	使 用 の 単 位	使 用 料 の 額
		一、一〇〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

附 則

1 この条例は、平成十八年十一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県立田沢湖スポーツセンター条例第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

秋田県条例第四十号

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

秋田県警察組織条例(昭和二十九年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十九号を第二十号とし、第七号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 個人情報保護の保護に関すること。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十一号

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例

秋田県警察職員定数条例(昭和二十九年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八七人」を「八八人」に、「一七八人」を「一七九人」に、「一、〇八八人」を「一、一〇〇人」に、「五七〇人」を「五七六人」に、「二、三二一人」を「二、三三一人」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十二号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二項中「同表下欄」を「それぞれ同表の下欄」に改め、同項の表に次の三項を加える。

<p>九 法第二十七条第四項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条の二第四項(法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)の規定による法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付</p>	<p>イ 法第二条第六項の営業を営もうとする者 一万九千九百円 ロ 法第二条第七項第一号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの 三千四百円と八千五百円に受付所の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>十 法第二十七条第四項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条の二第四項(法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)の規定による法第二十七条第二項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条の二第二項(法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付</p>	<p>イ 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合 千九百円と八千五百円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額 ロ その他の場合 千五百円</p>
<p>十一 法第二十七条第四項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条の二第四項(法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付</p>	<p>千二百円</p>

第十七条中「申請」の下に「、届出」を加える。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十二号第四号」を「第二十二号第五号」に改める。

第二十一条を第二十四条とし、第十五条から第二十条までを三条ずつ繰り下げ、第十四条の次に次の三条を加える。
(受付所営業の禁止区域に係る施設)

第十五条 法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、第十条に規定する施設とする。

(受付所営業の禁止地域)

第十六条 受付所営業は、第十一条第一号に掲げる区域においては、これを営んではならない。

(深夜における受付所営業の営業時間の制限)

第十七条 受付所営業は、深夜においては、これを営んではならない。

附 則

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十三号

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第七条ただし書の規定により管理者を置かないものとする。

第三条第二項中「前項の」を「法第十四条の規定により、」に、「企業局」を「産業経済労働部」に改める。

第四条中「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)」を「法」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第七条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第一項中「管理者」を「知事」に、「知事に提出しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第二項中「提出する」を「作成する」に、「同日」を「同日」に改め、同項第三号中「管理者」を「知事」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前において、管理者がした処分その他の行為又は管理者に対してされた申請その他の行為は、知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。

(秋田県行政手続条例の一部改正)

3 秋田県行政手続条例(平成八年秋田県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規程」の下に「及び公営企業管理規程」を加え、同条第六号中「公営企業管理者」を削る。

(秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「公営企業管理者」を削る。

一 秋田県情報公開条例(昭和六十二年秋田県条例第三号)第二条第二項

二 秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第二条第二号

(秋田県政策等の評価に関する条例の一部改正)

5 秋田県政策等の評価に関する条例(平成十四年秋田県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「警察本部長及び公営企業管理者」を「及び警察本部長」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

6 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「者等」を「者」に改め、同条第二項を削る。

(知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正)

7 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公営企業管理者」を削る。

第二条の表公営企業管理者の項を削る。

第八条第三項第一号(一)中「出納長若しくは公営企業管理者」を「若しくは出納長」に改める。

第十条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十条の二第一項中「及び次条」を削り、同条第二項第二号中「(次条において「職員」という。)(」を削る。

第十条の三を削る。

第十一条第二項第二号中「公営企業管理者及び」を削る。

附則第四項中「、出納長及び公営企業管理者の」を「及び出納長の」に、「及び公営企業管理者に」を「に」に改める。
 (秋田県工業用水道条例の一部改正)

8 秋田県工業用水道条例(昭和四十一年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「、公営企業管理者(以下「管理者」という。)」を「知事」に改め、同条第三号中「管理者」を「知事」に改め、同条第四号中「こえて」を「超えて」に改める。

第四条第一項中「、基本使用水量」を「基本使用水量」に、「管理者」を「知事」に改め、同条第二項中「管理者」を「知事」に改める。

第五条第一項及び第二項中「管理者」を「知事」に改め、同条第三項中「よつて」を「よつて」に、「責」を「責め」に改める。

第七条第一項及び第二項中「管理者」を「知事」に改め、同条第三項中「管理者」を「知事」に、「あつた」を「あつた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第八条中「管理者」を「知事」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第十条中「管理者」を「知事」に改める。

第十一条第一項中「管理者」を「知事」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第十二条中「管理者は、前条」を「知事は、前条第一項」に改める。

第十三条第一項中「管理者は」を「知事は」に改め、同項第二号中「怠つた」を「しなかつた」に改め、同項第三号中「立入検査」を「検査」に改め、同項第四号中「管理者」を「知事」に、「従わなかつた」を「従わなかつた」に改める。

第十四条中「管理者」を「知事」に改める。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県条例第四十四号

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第二条から第一条の三までの規定中「管理者」を「知事」に改める。

秋田県知事 寺田典城

第三条の二の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当は、民間」を「地域手当は、当該地域」に、「賃金、物価及び生計費が特に高い地域で管理者」を「民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して知事」に、「ものに在職する」を「地域に在勤する」に改める。

第三条の三中「の各号」を削り、同条第一号中「管理者」を「知事」に、「使用料を含む。第三号」を「使用料を含む。同号」に改め、同条第二号及び第三号中「管理者」を「知事」に改める。

第四条の二中「管理者」を「知事」に改める。

第五条の二中「事業所として管理者」を「公署として知事」に、「特地事業所」を「特地公署」に改める。

第五条の三第一項中「勤務箇所」を「公署」に、「在勤する事業所」を「在勤する公署」に、「事業所が特地事業所」を「公署が特地公署」に、「管理者」を「知事」に、「事業所(以下「準特地事業所」を「公署(以下「準特地公署」に、「事業所の」を「公署の」に改め、同条第二項中「管理者」を「知事」に、「特地事業所又は準特地事業所」を「特地公署又は準特地公署」に、「なつた事業所」を「なつた公署」に、「当該事業所」を「当該公署」に改める。

第六条第二項、第七条第二項、第十条から第十二条まで及び第十三条第四項中「管理者」を「知事」に改める。

第十三条の二第一項中「、その他」を「その他」に、「除くほか」を「除き」に改め、同条第二項中「ことをいう。」の下に「、修学部分休業(職員が知事が定める教育施設における修学のため二年以内の期間において一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)」を加え、「管理者」を「知事」に、「勤務しない」を「勤務しない」に改める。

第十三条の三、第十三条の五第二項及び第三項並びに第十三条の六中「管理者」を「知事」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十五号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例(昭和三十二年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「、企業局」を削る。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十六号

秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成九年秋田県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「四十八人」を「四十五人」に改める。

第二条中「第十五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「鹿角市の区域と鹿角郡の区域とを合わせて」を「次の各号に掲げる区域をもってそれぞれ」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 能代市の区域と山本郡の区域を合わせた区域
- 二 湯沢市の区域と雄勝郡の区域を合わせた区域
- 三 鹿角市の区域と鹿角郡の区域を合わせた区域
- 四 大仙市の区域と仙北郡の区域を合わせた区域
- 五 北秋田市の区域と北秋田郡の区域を合わせた区域

別表秋田市の項中「一人」を「三人」に改め、同表能代市の項中「能代市」を「能代市山本郡」に、「二人」を「四人」に改め、同表横手市の項

中「二人」を「四人」に改め、同表本荘市の項を削り、同表中

湯 沢 市	一人
大 曲 市	二人

を

湯 沢 市 雄 勝 郡	
-------------	--

由 利 本 荘 市	四人
瀧 上 市	一人

三人

に、

山 本 郡	北 秋 田 郡
二人	三人

を

仙 北 市	大 仙 市 仙 北 郡
一人	五人
に か ほ 市	北 秋 田 市 北 秋 田 郡
一人	二人

に改め、同表南秋田郡の項中「三

人」を「二人」に改め、同表河辺郡の項から雄勝郡の項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例の一部改正)

2 秋田県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成十六年秋田県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「同日前の直近の」を「平成十五年四月十三日に行われた」に改め、「(平成十七年一月十一日から平成十九年三月二十九日までの間に一般選挙が行われた場合にあつては、その最初の一般選挙により選挙された議員の任期が終わる日)」を削る。

第二条中「同日前の直近の」を「平成十五年四月十三日に行われた」に改め、「(平成十七年四月一日から平成十九年三月二十九日までの間に一般選挙が行われた場合にあつては、その最初の一般選挙により選挙された議員の任期が終わる日)」を削る。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(082)8766 FAX(083)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄